

●緑化面積は、どのように計算するのですか

4. 緑化面積の算出方法

4.1 算出上の留意点

緑化施設整備計画認定制度における緑化面積算出上の留意点は、以下の通りです。

①植物のみを対象に計算

緑化施設整備計画認定制度においては、緑化面積の計算は、緑化施設のうち、植物のみが対象となり、緑化施設全体ではありません。
(都市緑地法施行規則 21 条、同法運用指針 11 (2) ③ア)

②緑化面積は水平投影面積

緑化面積は、樹木の樹冠や地被植物の地上部の水平投影面積とすることとされています。具体的に植物の種類や植栽の仕方に合わせた緑化面積計算方法を、次項「4.2 各植物種類や植栽についての緑化面積計算方法」で紹介していますので参照して下さい。各植物・植栽の緑化面積の合計が、その敷地における緑化面積です。
(都市緑地法施行規則 23 条、同法運用指針 11 (2) ③ア)

③既存の植物・植栽を含む

新たに整備するものばかりでなく、敷地内で保全される既存の植物・植栽も緑化面積計算の対象とすることができます。
(都市緑地法運用指針 11 (2) ③ウ)

④工場立地法の義務づけ緑化面積を除く

工場立地法により最低限整備することが義務づけられている緑地の面積(通常は敷地の 20%)は除きます。
(都市緑地法施行規則 23 条、同法運用指針 11 (2) ③イ)

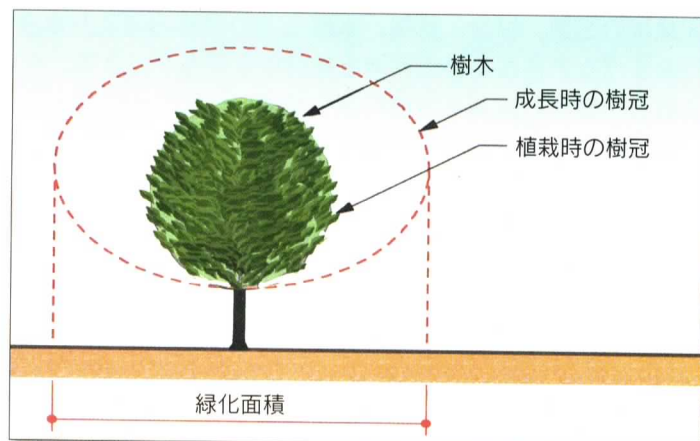
⑤緑化地域制度における面積計算と異なる

緑化施設整備計画認定制度における緑化面積の計算方法は、次章の緑化地域制度における緑化施設の面積算出とは異なる点がありますので、十分に注意して下さい。

4.2 各植物種類や植栽についての緑化面積計算方法

1) 樹木

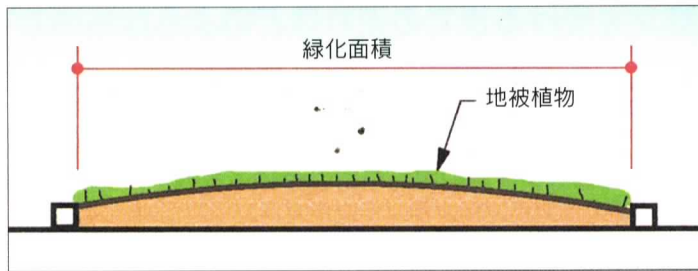
樹木は、樹冠(成長時)の水平投影面積とします。すなわち、植栽時の樹冠の広がりではなくて、樹木が成長した時に想定される樹冠の広がりです。ただし、樹冠同士の重なりや地被植物等と重なる部分については、重複を省いて面積を合計します。



2) 地被植物

地被植物は、その植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とします。

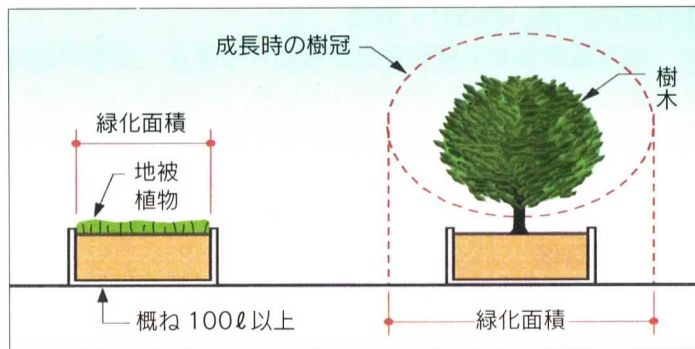
ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計します。



3) プランタ・コンテナ等

プランタやコンテナ等の容器を利用した植栽は、その容量が概ね 100リットル以上の場合について、緑化面積を上記の方法に準じて算定します。

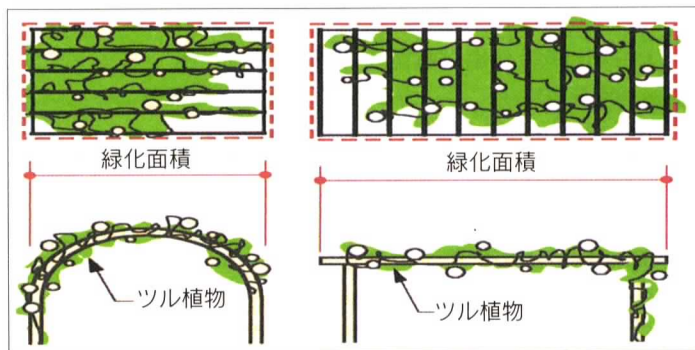
プランタやコンテナを壁面緑化に使用した場合は、下記の壁面緑化における面積算定方法を適用します。



4) 棚ものについて

植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とします。

ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計します。



5) 壁面緑化について

壁面緑化については、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計 (m)」× 1.0m を、緑化面積とします。

ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については、重複して計算できません。

傾斜した壁面の緑化については、水平投影面積とします。

